

# 市の職員数・給与などを公表します

市の職員数・給与などの概要についてお知らせします。

これは、市の「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市民の皆さまに職員の任用や勤務条件を公表するものです。

【問い合わせ】総務課人事グループ（麻生庁舎）

☎0269-72-0811

## 職員数

### 職員の任免および職員数に関する状況

採用者数（平成 29 年 4 月 1 日）単位：人 退職者数（平成 29 年 3 月 31 日）単位：人

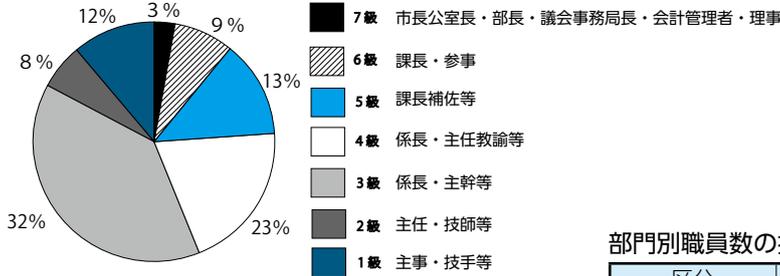
区分	試験採用	選考採用	再任用	計
一般行政職	9	0	1	10
技能労務職	0	0	0	0
計	9	0	1	10

※再任用には短時間勤務職員を含んでいません。

区分	定年	勸奨	その他	再任用	計
一般行政職	10	5	4	0	19
技能労務職	1	0	0	0	1
計	11	5	4	0	20

※再任用には短時間勤務職員を含んでいません。

### 級別構成率（平成 29 年 4 月 1 日）



### 分限および懲戒処分の状況（平成 28 年度）単位：人

処分の種類		件数
分限処分	降任	0
	免職	0
	休職	0
	降給	0
懲戒処分	戒告	0
	減給	0
	停職	0
	免職	0

### 部門別職員数の推移（各年 4 月 1 日）単位：人

区分	H28	H29	増減数
一般行政部門	245	235	△ 10
教育部門	64	64	0
公営企業等	35	35	0
総合計	344	334	△ 10

### 年齢別職員数の状況（平成 29 年 4 月 1 日）単位：人

区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
男性	1	18	38	85	69	3	214
女性	0	25	23	30	42	0	120
計	1	43	61	115	111	3	334

## 給与

### 職員の給与の状況

#### 平均給料月額および平均年齢（平成 29 年 4 月 1 日）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	327,800 円	44.8 歳
技能労務職	327,500 円	53.9 歳

#### 初任給の状況（平成 29 年 4 月 1 日）

一般行政職	大学卒	184,800 円
	短大卒	164,700 円
	高校卒	150,500 円

#### 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 29 年 4 月 1 日）

経験年数		10～15 年未満	15～20 年未満	20～25 年未満
一般行政職	大学卒	286,400 円	316,900 円	356,100 円
	短大卒	287,600 円	303,000 円	330,600 円
	高校卒	256,000 円	290,000 円	317,200 円

#### 特別職の報酬等の状況（平成 29 年 4 月 1 日）

区分	給料月額	期末手当	区分	報酬月額	期末手当
給料	市長	542,500 円	報酬	議長	315,000 円
	副市長	598,000 円		副議長	265,000 円
	教育長	546,000 円		議員	249,000 円
		6月期 1.55 月		6月期 1.60 月	
		12月期 1.70 月		12月期 1.75 月	
		計 3.25 月		計 3.35 月	

※市長は給料の 30%を減額しています。

## 勤務時間

### 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### 勤務時間（平成 29 年 4 月 1 日）

区分	状況
正規の勤務時間	1週間あたり 38 時間 45 分
開始・終了時間	開始 8:30 終了 17:15
休憩時間	12:00～13:00

#### 職員研修の状況（平成 28 年度）単位：人

研修区分	受講人数
基本研修	91
専門研修	27
自主研修	340
計	458

## 屋外広告物の表示には許可が必要です

まちの良好な景観のために

【問い合わせ】都市建設課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

茨城県土木部都市局都市計画課都市行政グループ ☎029-301-4579

まちの中には、さまざまな種類の「屋外広告物（※）」があります。これらの屋外広告物を表示するときは、原則として市長の許可を受けることが必要です。

まちの良好な景観のために、屋外広告物を表示するときは、許可を受けましょう。

※屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のことで、看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などの壁面利用広告などをいいます。

◆屋外広告物については、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」の点から、表示場所や大きさなどを規制しています。

### 【主な規制の例】

(1) 自己の店舗等に、店名、取扱商品名などを表示する場合（自家広告物）

次の場合は、禁止地域でも表示することができます。

- ・ 広告物の合計面積が5㎡以下で、許可基準に適合する場合
- ・ 広告物の合計面積が100㎡以下（第1種禁止地域にあっては、合計面積が建築物の規模に応じて定められた面積以下で、一の広告物の面積が15㎡以下）で、許可基準に適合し、市長の許可を受けた場合



(2) 自己の店舗等から離れた場所に表示する場合など

道路の敷地境界から一定の範囲の区域（商業地域等を除く）、信号機の付近などの「禁止地域」および街路樹、道路標識、電柱などの「禁止物件」には、原則として広告物を表示できません。

◆屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続きが必要です。許可期間が切れた屋外広告は、違反広告物として条例に基づく罰則の対象となりますので、ご注意ください。

◆老朽化していたり固定が不完全である屋外広告は、強風時に倒壊や落下し、通行人等に危害を及ぼす恐れがあるため、速やかに撤去、改修等を行ってください。

◆条例に違反する屋外広告物を表示すると、**罰金刑（最高100万円）**に処されることがあります。条例の規定を遵守し、美しいまちづくりにご協力ください。

◆屋外広告物の許可手続きや許可基準などについては、上記問い合わせ先へご相談ください。新たに店舗等を建築するなどの際に、屋外広告物を表示する場合は、事前にご相談をお願いします。

## 就業構造基本調査を実施します

【問い合わせ】総合戦略課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

総務省統計局では、10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。

この調査は、日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的としており、国が行う調査の中でも特に重要なものとされる「基幹統計調査」です。

行方市では、8地区が調査対象となります。

9月下旬から、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。



## 市営住宅の

### 入居者を募集します

都市建設課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

次のとおり市営住宅の入居者を募集します。

#### ◆みなみ原団地

所在地 青沼841・14

間取り 3LDK 構造 RC造

募集戸数 5戸

#### ■応募資格

次の①～④の全ての要件に該当する方

①単身入居以外の方で現在住宅に困っている方

②市税等を滞納していない方

③条例で定める基準内の収入である方

（例）一般世帯の場合（1世帯の合計所得額・控除額）÷12≦15万8千円以下

④入居予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

#### ■申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に提出（申

込書は市のホームページからもダウンロードできます）。

#### ■必要書類

①住民票（入居しようとする家族全員の記載のあるもの）

②収入等を証明する書類（収入のある方全員の最新の課税証明書、源泉徴収票、確定申告書の写しなど）

③未納がないことを証明できる書類（納税証明書）

その他申し込み状況により、右記以外に必要な書類があるときは追加で提出していただきます。

#### ■申込期間

9月13日（水）～9月22日（金）

※土日祝日を除く

※この期間に申し込みが難しい方は13日以前でも受け付けをします。ですので、ご連絡をお願いします（9月22日以降は受付できません）。

#### ■入居者の選考

市営住宅管理条例第8条により入居者選考委員会を行い、入居者を決定します。選考後は、住宅清掃・改修工事により、入居までに時間がかかることがあります。

## 総合窓口課から、コンビニ交付についてのお知らせ

総合窓口課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

12月1日から、個人番号カードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などが、全国のコンビニエンスストアで取得できるようになります。

# ご安心ください これで取れます



#### サービスが利用できる店舗

- セブン-イレブン
- サークルKサンクス
- セイコーマート
- ファミリーマート
- ローソン
- ミニストップ

#### 取得できる証明書

- 住民票の写し（個人番号・住基コード入りを除く。）
  - 印鑑登録証明書
  - 市・県民税課税証明書
- ※手数料は1件200円

#### ご利用可能時間

6:30～23:00  
（12月29日～1月3日を除く）

ご利用には、個人番号カードと利用者証明用電子証明の暗証番号が必要です。

#### コンビニ交付 安心のポイント

- ・店舗内のマルチコピー機をご自身で操作するので安心です。
- ・証明書取得後のデータは一切残りません。

詳しくは **コンビニ交付**

検索

または、右記のQRコードよりサイトにアクセスしてください。 <https://www.lg-waps.jp>



## 平成29年度分 難病患者福祉見舞金について

社会福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

本市では、難病患者に対して、難病患者とその家族の労苦を見舞うとともに福祉の増進を図るため、「難病患者福祉見舞金」を支給しています。

平成29年度も支給対象になる方は、申請をしてください。

### ■対象者

本市に住所を有する方で、茨城県から交付された「指定難病特定医療費受給者証」をお持ちの方

### ■見舞金額

年額 2万円

### ■申請期間

10月2日（月）～11月30日（木）

### ■必要書類

- ① 「指定難病特定医療費受給者証」
- ② 難病患者本人の預金通帳
- ③ 印鑑
- ④ 申請者が保護者のときは、保護者であることを証明できるもの（運転免許証など）

## 都市計画下水道の変更案の作成に係る公聴会の開催について

【問い合わせ】都市建設課（玉造庁舎）☎0299-55-0111

行方都市計画下水道における変更案の作成にあたり、都市計画法の規定に基づき、都市計画の素案を閲覧に供し、公聴会を開催します。

公聴会では、都市計画の素案に対して意見を述べることができます。意見のある方は公述申出書を提出してください。

### （1）都市計画の素案の閲覧

【期 間】9月12日（火）～9月22日（金）（土・日曜日および祝日を除く）

【時 間】午前8時30分～午後5時15分

【場 所】麻生庁舎および北浦庁舎（総合窓口室）、玉造庁舎（都市建設課）

【閲覧内容】行方都市計画下水道の変更（行方市決定）

- ・霞ヶ浦水郷流域関連行方市公共下水道の全体計画の見直しに伴う下水道施設の都市計画決定の変更（新原地区の一部）

### （2）公述申出書の提出

都市計画の素案に対し、意見のある方は公述申出書（用紙は都市建設課にあります）を提出してください。

【申出期間】9月12日（火）～9月22日（金）必着

【提出先】〒311-3512 行方市玉造甲404 都市建設課

### （3）公聴会の開催

【開催日時】9月27日（水）午後1時30分～

【開催場所】行方市役所 玉造庁舎2階 第1会議室（玉造甲404）

※公述の申し出がない場合には、公聴会は開催されません。



参加してみませんか！

## シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会

【問い合わせ】行方市地域包括支援センター ☎ 0299-55-0114

シルバーリハビリ体操は「いつでも どこでも ひとりでも」できる  
介護予防を目的とした体操です

### ■講習会日程

	日付	時間	会場	内容
1	10月10日(火)	午前9時30分	茨城県立健康プラザ(水戸市)	開講式・講習
2	10月13日(金)	～午後3時45分	玉造保健センター	講習
3	10月16日(月)	午前10時		
4	10月20日(金)			
5	10月24日(火)	～午後3時45分		
6	10月30日(月)			閉講式・講習

※1日目は、玉造保健センターから講習会場（水戸市）まで送迎します。

■応募資格 本市在住で、おおむね60歳以上の定職を持たない方

■募集人数 20人程度

■受講料 無料（昼食・飲み物等は各自持参）

■申込方法 9月29日（金）までに、電話で行方市地域包括支援センター  
（☎0299-55-0114）へお申し込みください。

ぜひ  
地域と一緒に  
活動しましょう!!



## シリーズ 国民健康保険

### 柔道整復師（整骨院・接骨院） にかかるときは、ご注意を

整骨院や接骨院で柔道整復師の施術を受けるときに、健康保険が使える症状は限定されていますので、ご注意ください！

#### ○健康保険が適用される場合

- ・外傷性の打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼  
※骨折・脱臼については、緊急の場合を除き医師の同意が必要です。

#### ●健康保険が適用されない場合

- ・内科的要因によるもの
- ・単なる肩こり、筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・改善の見られない長期の施術
- ・他の保健医療機関にて同一負傷で治療中のもの
- ・工作中や通勤途中に起きた負傷（※労災保険の対象のため）

#### ▶整骨院・接骨院にかかるときの注意点

- ・「療養費支給申請書」に署名する際には、申請書に記載された負傷名・負傷原因・施術回数・金額に間違いがないか、よく確認しましょう
- ・長期間の施術を受けてもなかなか症状が改善しない場合は、内科的要因が関わっている可能性もあるので、医師の診断を受けましょう。



【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

# 税金のお知らせ

## 不動産公売の案内

### 今月の税金

- 固定資産税 第3期
- 国民健康保険税 第3期
- 納付期限（口座振替日）は10月2日です。

差押不動産の入札による公売を実施します。買受を希望する方は、下記の内容をよくご確認の上、入札してください。また、詳細は、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページでご覧いただけます。

- 公売日時 9月28日（木）
- 受付 午後0時50分 入札説明 午後1時
- 入札開始 午後1時20分 入札終了 午後2時
- 場所 茨城県行方合同庁舎 2階大会議室（麻生1700番地6）
- 執行機関 行方市

### ■公売対象不動産

売却区分番号	所在	地番	地目	地積 (㎡)	見積金額 (円)	公売保証金 (円)
17-8	内宿字中城	1017番	畑	699	270,000	30,000
17-9	内宿字中城 内宿字中城	961番 962番	畑 畑	356 338	270,000	30,000
17-10	矢幡字斧崎	2460番	田	1578	400,000	40,000
17-11	藤井字猿取	941番	田	1377	310,000	40,000
17-12	橋門字橋門 橋門字橋門	1373番1 1373番2	田 田	675 1736	550,000	60,000
17-14	長野江字前	1222番	田	2045	440,000	50,000
17-15	井貝字会下山 井貝字会下山	310番1 312番2	畑 畑	1575 492	440,000	50,000
17-16	蔵川字新入田	33番1	田	1714	550,000	60,000
17-18	根小屋字中谷	878番	田	2184	290,000	30,000
17-19	行方字ミタ平 行方字ミタ平	237番1 237番地1	宅地 倉庫・事務所	2206.00 202.60	2,300,000	230,000

- 農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階 ☎0291-35-2111）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。
- 公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等、買受人となることができない方は参加できません。
- 市では、買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。
- 公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811